

【韓国】 在外大韓民国国民への居住国の地方参政権付与要求決議

菊池 勇次

(本稿は、海外立法情報課が執筆を依頼したものである。)

*2013年6月27日、韓国国会本会議において、実質的に在日韓国人の地方参政権問題を対象とする「海外に居住する大韓民国国民に対する居住国の地方参政権付与を求める決議」が採択された。

経緯

2012年11月21日、与党セヌリ党の在外国民協力委員長を務める元裕哲（ウォン・ユチョル）議員が「海外に居住する大韓民国在外同胞に対する居住国の地方参政権付与を求める決議案」を代表発議した。同決議案は、2006年に採択された「日本に居住する韓国人、朝鮮人に対する地方参政権付与を求める決議」とは異なり、議案名及び決議文において、日本を含む特定の国名を挙げておらず、対象国を限定していない。

しかし、提案理由の大部分は在日韓国人の地方参政権問題に関する言及となっている。また、2013年4月18日の国会外交統一委員会法案審査小委員会では、外交部第1次官が「地方参政権要求がなされている地域は日本だけであり、我々としては、他の国に（決議を）送付した場合、様々な政治的、外交的問題が生じる可能性があるため、送付先を日本のみとする条件であれば、全体的な趣旨や必要性に共感する」と答弁し、審査の結果、送付先については実務方に一任するとされた経緯があり、同決議案は実質的に日本を対象としている。その後、議案名の「在外同胞」を「国民」に変更する等、一部の字句を修正した上で同決議案は同小委員会（4月18日）、外交統一委員会（4月24日）を通過し、6月27日の本会議において採択された（以下筆者翻訳）。

提案理由

大韓民国在外国民の地方参政権問題は、在日韓国人の念願であり、最優先の核心的事業である。これは、代表的な在日韓国人団体である在日本大韓民国居留民団（在日民団）が1988年に地方参政権獲得運動を推進する方針を決定してから25年間続いてきた事業であり、基本的人権を伸張するための運動であるのみならず、日本国の正しい戦後処理の試金石の一つであると言える。

かつて、日本国議会の一部は、大韓民国との相互主義原則を掲げ、消極的な立場を示してきた。これに対して大韓民国国会は、2005年6月30日に関連法を通過させ、一定の資格を有する日本人にも地方参政権を付与することにより、在日韓国人の地方参政権獲得運動における大きな障害物の一つを除去する契機を作り、これに相当する日本国の後続措置を求めてきたが、現在まで日本国の後続措置はなされていない。

これは、大韓民国との相互主義の原則に反することはもちろん、海外に居住する大

韓民国在外国民の地位向上及び權益増進に反する重大な事案であり、ひとえに在日韓国人のみならず、海外で永住権を取得した大韓民国国民全員に関係する重大な事案である故、この決議案を提案するものである。

決議の全文

主文

2011 年末時点で、海外には 730 万人の大韓民国在外同胞が居住しており、そのうち大韓民国国民として居住国の永住資格を取得した永住権者は約 115 万人に達する。

海外に居住する永住権者は、居住国の国籍を取得していなくとも、居住国の国民と同様に長期間納税の義務を履行し、地域共同体の構成員として寄与してきた。

それにもかかわらず、居住国政府が自国の国籍を保有していないという理由で地方参政権を制約しているのは、穏当な処置とはみなし難い残念なことである。

大韓民国国会は、国際化時代に歩調を合わせ、2003 年 12 月に「住民投票法」を制定し、一定の資格を備えた外国人に対する地方参政権を認めて住民投票権を付与し、2005 年 6 月 30 日に「公職選挙及び選挙不正防止法」の改正を通じ、一定の資格を備えた外国人に対して地方参政権を付与した。

これにより、大韓民国に居住する一定の資格を備えた外国人は、住民投票及び地方自治体の選挙に参加し、投票権を行使する等、地方参政権を享有することになった。

これと関連し、海外に居住する大韓民国国民も、相互主義の観点から住民の権利である地方参政権を行使できるよう当該国の立法府が関連法律を速やかに整備することを大韓民国国会が求める必要性が提起される。

したがって、大韓民国国会は、大韓民国国民と 115 万人の大韓民国国籍の海外永住権者の念願を込めて、次のとおり決議する。

1. 大韓民国国会は、外国に定住する韓国人団体が地方参政権を獲得するための活動及び努力はもちろん、これと意を共にする当該国の地方自治体及び市民、社会団体の努力を全面的に支持する。
2. 大韓民国国会は、自国の国籍の有無を基準に定住外国人を地方参政権から排除している国家の立法府に対し、大韓民国との相互主義的観点から定住外国人の地方参政権を保障する法律案を速やかに制定することを求め、このための積極的な議員外交活動を展開することを明らかにする。
3. 大韓民国国会は、海外に居住する在外国民が居住国の地域構成員として享受すべき地方参政権等の適切な権利を保障されるよう大韓民国政府が一層積極的な外交的努力を傾注するよう求める。

参考文献(インターネット情報は 2013 年 7 月 17 日現在である。)

- ・「해외거주 대한민국 재외동포에 대한 거주국의 지방참정권 부여 촉구 결의안」<http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_Q1E2D1E1Z2Y3E1Z5X2Q1S3Q7M0W5P1>
- ・「제 315 회국회(임시회) 외교통일위원회회의록 (법안심사소위원회) 제 1 호」<http://likms.assembly.go.kr/kms_data/record/data2/315/pdf/315cia001b.PDF>